

○ 委員長

次、222ページ、集会所、生活館について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

集会所と生活館の設置目的をお尋ねしたいと思います。

○ 人権同和推進課長

集会所、これは同和向け集会所でございますが、生活館につきましては、低環境の生活館でございます。これにつきましては、地域活動等に貢献できる形での施設として設置いたしております。

○ 川上委員

生活館は、住民の生活文化の向上と福祉の増進を図りながら生活環境を改善するということなんですね。集会所は何ですか。

○ 人権同和推進課長

集会所も設置目的が同和事業でつくったものと、低環境という形で違いはありますが、同じような地域住民に対する貢献として、そういう施設を設置しております。

○ 川上委員

そうすると、これは一緒のくくりで議論するのは適切ではないですか。

○ 人権同和推進課長

設置目的は異なっても、設置意義は同和問題に付随した形での集会所設置と低環境でございますから、当然炭鉱等の、炭住等の低環境、環境改善の目標のための住民の福祉という目的のためにそういう施設をつくっておりますし、同じような形で提案いたしております。

○ 川上委員

同和地区というのは、もともと法律上もうないんですよ。それをあなた方が同和地区、同和地区と言って残そうとしてるだけです。それで、先ほど私が言った住民の生活文化の向上と福祉の増進を図りながら生活環境を改善するという設置目的は、集会所であろうと生活館であろうと同じだと、共通だと思います。特定の団体のためにつくっているわけじゃないという点でも同じです。

そこで、現状は57カ所なんですけど、これらは通常どのように利用されておるのか、抽象的になるかもしれませんがもお尋ねします。

○ 人権同和推進課長

利用目的は一般の自治公民館等の利用の仕方と同じで、住民の会議、またサークル、またそういう福祉も含めて、そういう活動に使われております。

○ 川上委員

1カ所だけそうになってないところがあるわけですね。飯塚総合会館近くの、今度あなた方、市民を追い出そうとしてるんですよ、飯塚総合会館。近隣のところ使えと言ってるんですね、その近くの新飯塚24-3に飯塚集会所があります。ここも設置目的は同じはずですね。どうですか。

○ 人権同和推進課長

集会所によって違いはないというふうに考えております。

○ 川上委員

現在どういうふうに使われていますか。

○ 人権同和推進課長

今委員ご指摘の集会所につきましては、人権ネットいづか、NPOが2階、1階につきましては部落解放同盟飯塚市協議会に「行政財産の使用として事務事業の執行上、または公益上必要と認める場合には」ということで、目的外使用許可ということで許可いたしております。

○ 川上委員

部落解放同盟飯塚市協議会にこの集会所を貸している目的、先ほど言われたのかもかもしれませんけど、正確に言っていただけますか。契約書か何かあるでしょ。

○ 人権同和推進課長

部落解放同盟に集会所を使わせておりますが、現在、人権問題の改善という行政課題等補完いたしております運動体に対して、利用許可いたしております。

○ 川上委員

解放同盟、人権問題と言われましたね。解放同盟だけに貸している理由はあるんですか。

○ 人権同和推進課長

特段取り立てて解放同盟だけという形でしているわけでありませんが、許可申請が出まして、それに対して毎年許可いたしております。

○ 川上委員

他団体で人権問題取り組んでる団体が、許可申請を出せば許可は出ますか。

○ 人権同和推進課長

申請があった時点で検討し、考えていきたいというふうに思います。

○ 川上委員

申請があれば検討する。解放同盟と対等、平等に検討するんですね。もう一度答弁お願いします。

○ 人権同和推進課長

そういう申請が出ました段階で、内容等十分精査した上で決定したいというふうに思います。

○ 川上委員

それでは、そのことを周知しないといけないですね。周知はしていますか。

○ 人権同和推進課長

周知はいたしておりません。

○ 川上委員

今後周知していただけますね。

○ 人権同和推進課長

現在、それぞれの集会所にはそれぞれの地域の方々が利用されておりますので、そういう地域の声も十分お聞きした上で考えていきたいというふうに思います。

○ 川上委員

適当なこと言ったらだめですよ。ここはあなた方が契約書で1年更新ですか、無償貸与を決めているでしょ。何に基づいて無償貸与を認めているんですか。

○ 企画調整部長

ただいまの件の答弁でございますが、これはあくまでも行政財産の目的外使用という形で許可を与えております。したがって、今現在においては、運動団体のほうから申請書が出てまいっておりますので、それについては行政財産の目的外使用許可に該当するというので、この施設の許可を与えております。先ほど質問がありましたように、他の団体からもそういう申請があれば、当然に他の団体ともしっかりと中身を見た中で、これについて適当かどうかということは、私のほうで判断をさせていただくということでございます。

○ 川上委員

私ってだれですか、私というのは。

○ 企画調整部長

飯塚市でございます。

○ 川上委員

それをこの新飯塚24-3にある飯塚集会所については、広く市民が人権問題で考え、取組みを行うという場合は、この施設については無償貸与をします。だから、申請に基づいて無償

貸与をするということだから、希望する人は申請するよというのを市報に載せてください。どうですか。

○ 企画調整部長

先ほどから答弁いたしておりますように、これは行政財産の目的外使用許可という形で施設の使用を許可していることですので、これを市報に載せて広く周知するというような形ではなく、申請があればそれに基づいて中身を精査するということですので。

○ 川上委員

そういう制度があるのであれば、まず知らせるべきでしょう。住民が主役なんですよ。知らなきゃ主役、主人公が主人公たる、公有できないでしょ。だから、いいですよ。共産党はビラに書きますから。しかし、あなた方の施設なんだから、あなた方の公共施設なんだから、公共の福祉の増進に供さないといかんでしょ。市報に載せればいいじゃないですか。人権問題、今、ものすごく広範囲な人々が考えて行動していますよ。希望が殺到するでしょ。ぜひ市報に載せてくださいよ。どうですか。

○ 企画調整部長

先ほども御答弁させていただきましたように、これにつきましては広く周知することじゃなくて、申請があった時点で施設の許可を与えるということですので、よろしくお願いたします。

○ 川上委員

部落解放同盟は申請書を出しているんですか、毎年。

○ 人権同和推進課長

先ほど御答弁の中で申し上げたと思いますが、毎年申請出され、そして毎年許可いたします。1年でございます。

○ 川上委員

NPOが2階を使っているんですね、NPO人権ネットいづか、部落解放同盟が母体の組織です。ここはどうしてこの2階を使うことができるんですか。

○ 人権同和推進課長

下の部落解放同盟飯塚市協と同様な形で、目的外使用で申請が出まして検討の結果、許可いたしております。

○ 川上委員

解放同盟とNPOについては、特別扱いで申請書を出せば使用できることを教えていたんですね。ほかの方には教えてない。ところが、基本方針を審議するときにお聞きしましたけれども、特開組合がここを住所にしておりました。市発注の関係の仕事をしておったわけですから実態があったでしょ。特開組合は、どうしてここを事務所にすることができたんですか、お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

特開組合のことですので、直接的に詳しく聞いて理解しておるわけじゃございませんけど、特開組合という別組織じゃなく、あくまでも部落解放同盟の中の労働対策部という形の内部組織というふうにお聞きしております。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:48

再 開 16:54

○ 川上委員

特開組合が部落解放同盟の内部組織であるという答弁ですか。もう一度確認してください。

○ 人権同和推進課長

正式に文書を見たわけでもありませんけど、以前委員からそういう話が出ていましたので、関係者に聞きましたら、そういうふうに特開組合という正式な団体は独立して存在するのではなく、運動体の中の内部組織というふうに私は聞き及んでいます。

○ 川上委員

それは運動体のあなたが聞いた幹部が勝手に言っているだけじゃないんですか。社会的には特定開発就労事業者組合というので社会的、それ自身が存在しているんじゃないんですか。違うんですか。

○ 人権同和推進課長

答弁繰り返して申しわけありませんが、今、私の知り得る範囲では、そういうふうに聞き及んでいるということしかお答えできません。申しわけありません。

○ 川上委員

それは答弁にならないでしょうね。縄田さんどうですか、今の答弁でいいですか。

○ 企画調整部長

私も今担当課長が申しあげましたように、特開組合については運動団体の内部組織であるというふうに認識をいたしております。

○ 川上委員

その答弁、確認しましょうね。大変な答弁ですね。施設のことをきょう話してますからね。そうすると部落解放同盟の内部組織であっても、一つの組合ですよ。組合にあなた方は施設を貸した覚えがあるのですか。

○ 人権同和推進課長

過去の経緯につきましては、そういうところに施設の一部を使用していたというふうには聞いております。現段階では人権ネットいづかと部落解放同盟飯塚市協に貸している状況でございます。

○ 川上委員

不正常的な事態があったんですよ。だから、そもそも何が問題かということ、飯塚集会所でしょう。設置目的は先ほど言われたとおりです。住民の生活文化の向上と福祉の増進を図りながら生活環境を改善するでしょう。目的外使用とかいって、特定団体に申請書が出ようが出まいが、無償貸与をすることによって、一般の住民の使用を排除するというのは許されないことだと思うんですよ。

だから、私は、特定団体に対するこの集会所の目的外使用とか何とかによる無償貸与、すぐやめて、そして住民が自由に使えるような施設にしてくださいよ。あなた方の話でいえば、飯塚総合会館だって足りないというわけでしょ。だから、すぐ、いつまで約束なんですか。すぐ解除して、部落解放同盟という看板を外して、集会所ということで、集会所らしい使い方をしたらどうですか。縄田さん、どうですか。

○ 企画調整部長

先ほどから再三ご答弁申し上げますように、飯塚集会所の設置目的は御存じのとおりでございます。しかしながら、運動団体のほうから目的外の使用申請が出ております。これにつきまして市も十分中身を精査した中で、これは目的外使用に該当するということからしまして、そのような形で貸与してるとというのが状況でございますので、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

そろそろ時間もあれですが、契約行為が、許可行為がいつまでですかね。今年度いっぱいということでしょ、1年ずつやっているんだから。どんなに遅くても今年度いっぱい、先ほど言ったように、一般の住民が使えるようにすると。特別扱いしないと。解放同盟は事務所に使っているんですから、あなた方は莫大な金をやっているじゃないですか、解放同盟に。使い残したら、そのまま使ってくださいでしょ、みんなびっくりしていましたよ、決算特別委員会の

答弁聞いて。

だから、そこまでしている団体に何で無償貸与を続けにやいかんのか、自分たちで事務所持てばいいじゃないですか。同和住宅もあっせんただけで、特別会費とかもらっているような団体ですよ。反省もない。そういう団体に無償貸与続けるのは異常ですよ。だから、ことしいっぱいで、今年度いっぱい、使用許可切れるわけですから、申請書がたとえ出て認めないと、目的外使用しないと、集会所としてきちんとみんなが使えるようにするというように答弁してくださいよ。どうですか。

○ 企画調整部長

先ほどの答弁のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

引き続き機会とらえて、あなた方が解放同盟の言いなりになつてる姿を市民に見てもらいながら、世論によってこれが解消できるようにしたいと思います。以上でこの質問終わります。

○ 委員長

続きまして、納骨堂について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

納骨堂についてです。一定基準の補修費助成措置を講ずるところがありますね。この発想がどういったところから来ているのかと思うんですよ。例えば飯塚は合併前にほとんどの納骨堂について祭壇のやり直しとか、かなりお金かけてしたでしょ。なおかつこういふときにお金を出すというのは、どういうことでしょうか。少し具体的に説明していただけませんか。

○ 人権同和推進課長

今出されましたように、現在納骨堂30施設あるわけでございますが、建設年度が昭和39年から平成11年までという長い期間で建ててきておりますので、当然その中には老朽化の甚だしい施設もございます。今、委員言われましたように、位牌壇の改修等も途中経過でまだ終わっていない施設もある、また、雨漏り等もある施設もございますので、そういう施設の維持管理経費、多額に要するという事も予想されます。

その中で今回の提案でございます、移譲にあたっての補修費助成ということを考慮の一つに入れたいということで思っております。ただし、基準的なものは今後そういう、どのような形が適切か、今後関係課と協議した中で決定していきたいというふうに思います。

○ 川上委員

補修費用が多額に及ぶとか言われましたかね。全体としてはどれぐらいの金額になりそうなんですか。30のうちどれぐらいの箇所に補助、補修費が必要で、その額はどれぐらいと見込まれますか。

○ 人権同和推進課長

今、具体的な数字を求められておりますが、今ここに持ち合わせておりません。今、位牌壇一つでも1基当たり十五、六万円かかることでございますので、100を超える形になると1千万円を超えるような多額の費用がかかります。そういう形で多額の費用がかかるというふうに認識はしておりますが、具体的に積算した数字は持ち合わせておりません。

○ 川上委員

持たないといけないでしょう。1カ所で15基で100万円だったら1,500万円ですよ。2カ所で3千万円、4カ所で6千万円、そういうこと書いてしまうと、必ず出さないといけませんよ。だから、今、貧困の問題でいえば、地区ごとによるよりは、高齢者だとか若者だとか労働者だとか自営業だとか、そういうことですよ。だから、本当に手を差し伸べないといけないところがどこなのか、よく考えないといけませんよ。しかも、納骨堂を今後は自分たちで運営していくというのに、最後になって15万円もするものやっってくださいというの、ちょっと変じゃないですか。だから、これは削除したらどうですか、このところは。

どうでしょうか。

○ 人権同和推進課長

大規模改修費用につきましての補修費用の助成等につきましては、措置を講じることについてもあわせて検討を行いという形で、当然費用負担が地元でできるものかできないものか、そういうことも含めて今後検討してまいりたいというふうに思います。

○ 川上委員

かえって不公平性を助長するような行為にならないか、そういう心配もするんですよ。だから、あなた方が新しい格差とか差別とか、つながるようなことをしてはなりませんよ。行政の行為によって行われる、これは許されませんよ。だから、これは削除しておく必要があると思うわけです。指摘しておきます。終わります。

○ 委員長

次は、225ページの農機具保管庫、農業共同作業所について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

農機具保管庫、25カ所の使用状況、現在使用されているもの、使用されていないもの、内訳を聞かせてください。

○ 農林課長

現在、全部使用されております。

○ 川上委員

使用頻度はどうでしょうか。

○ 農林課長

使用頻度と申しますと保管庫でございますので、農機具が中で保管されたりしているわけでございますので、頻度的なものという、統計的な数字的なものは難しいかと考えております。

○ 川上委員

質問の仕方が悪かったと思うんですけど、何年も使われていないところがないかという意味です。毎年使うべき時期に、すべての保管庫の農機具は使っているかどうかお尋ねしているわけですね。

○ 農林課長

現段階で全部使用されているというふうに認識しております。

○ 川上委員

多分その認識は正しくないと思います。調査してみてください。それから、農業共同作業所11カ所についても同じような認識ですか、お尋ねします。

○ 農林課長

同じ認識です。

○ 川上委員

解放同盟任せにしないで、あなた方がすべての施設を見に行ってください。管理している人とよく話してみてください。使っていないところがあります。それで、それを踏まえて廃止あるいは継続ということになるんでしょうけど、見定めをどこに置くかということが大事と思うんですよ。その見定めはどうしますか。

○ 農林課長

現利用者と十分に協議して、その旨は答えを出したいというふうに考えております。

○ 川上委員

あなた方は農産物加工所とか直売所、庄内とか穎田の非常に重要なやつについてはばっさりでしょう。こちらは非常に緩やかですね。それが飯塚市の農業振興の観点からのことであれば賛成ですよ。しかし、解放同盟の顔色をうかがいながら仕事をするとするのであれば、それはおかしいと思うわけです。その中で特にそう思うのは、227ページの考慮すべき事項の一番

下に書いておるでしょう、やっぱり。施設等の補修費助成の仕組みについても、あわせて検討を行う必要があると。お金を渡すという意味でしょ。それを関係団体、部落解放同盟と協議をするということなんですね。そういうことですか。

○ 農林課長

この227ページの共同作業所でございますが、226ページに載っておる分につきまして施設があるわけでございますが、確かに同和対策事業で設立したものでございますけど、中にはその同和地区だけでなく、全地区に農業振興のために目的で現在使用している部分もございますので、そういう意味を含めまして、こういった表記となっておりますのでございます。

○ 川上委員

そうするといろいろ協議を行う相手は、解放同盟だけではないということになるわけですか。

○ 農林課長

そうでございます。一部、例えば穂波の共同育苗施設というのがございますが、これにつきましてはJA嘉穂農協が運営をしておりますので、そういった箇所がございますので、そういう意味を含めて記載しております。

○ 川上委員

そしたらここは正確に農業関係団体とか使用者団体とかいうふうにぴしっと書いたらどうですか。地域関係団体等とか、どの団体かわからないでしょう。部落解放同盟と話す必要はないわけでしょ、このことについては。ありますか。

○ 農林課長

今言われます団体等につきましても、十分協議をする必要があると考えております。一時的に移譲にあたっては、受け皿となる組織とか団体等が必要になっておりますので、部落解放同盟だけでなく、普及所なりJAなりとのそういった検討が、組織的なものの検討が必要かと考えております。

○ 川上委員

私は、これを同和対策事業の関係整理というような発想で見えていくと、施設のあり方について判断を見誤ると思います。くどいけども、本市の農業再生振興をどうしていくのかという角度から、一つ一つの地域、施設、検討していく必要があると思う。場合によって、何年も使っていないんだけど、若い人たちの、営農意欲の見られる若い人たちがいたとすれば、よく相談して、お金も投入して、場合によって市がそのまま継続していいじゃないですか。そして、助けていくと。以前言ったことがありますけど、誘致企業に50万円やるぐらい、1人当たり50万円やるって言ってるぐらいですからね、直接補償もして農業を一つ一つ支えていくというようにできるチャンスでもあろうと思うんですよ。

しかし、これを同和対策ということで、解放同盟とだけ話をしていくと、補修費をくださいというような、補修費をあげますというような話になっていったら、農業の振興ってならないかもしれませんね。あなた方は維持管理が切れるとか思うかもしれないけど、農業振興という角度から、この問題をとらえていくべきじゃないかと思っておりますので、その点は指摘しておきたいと思っております。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、201ページから227ページまでの質疑を終結いたします。